

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年3月まで  
② 昭和39年1月から同年3月まで

昭和37年2月ごろ、集金人から、国民年金は強制なので加入するよう説明を受けたため加入した。その後40年間にわたり国民年金保険料を納付し続けてきたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約40年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年5月に払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるところ、当時は過年度保険料の収納について、市町村に協力を要請していた時期（「保険料の現金徴収について」（昭和37年4月13日付け年発第219号厚生省年金局長通知）による。）である上、申立人の記号番号の前後の被保険者の納付状況をみると、遡及して被保険者資格を取得した期間について過年度納付をしているとみられる者が多数確認できることから、当時、市において過年度保険料に係る納付勧奨が行われていたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

以上の状況や、申立期間以降の国民年金保険料の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年3月から37年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和47年6月に、母親が役場で納めた。その時の領収書も所持しているのに、申立期間について納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月から37年2月までの国民年金保険料として5,400円が納付されたことを示す47年6月26日付けの領収書を所持していることから、申立期間について、第1回特例納付により保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得年月日は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれも昭和37年3月1日となっており、上記領収書によって納付が確認できる期間は国民年金の未加入期間である上、当該期間のうち36年3月は国民年金制度発足前であることから、制度上、特例納付をすることはできないが、これが還付された事実は認められず、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えられる。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、未加入期間であること等を理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年3月は国民年金制度発足前である上、同年4月から37年1月までの期間についても、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は、申立期間のうち、36年3月から37年1月までの期間について、国民年金被保険者になり得ず、当該期間の記録訂正を行うことはできない。

## 三重厚生年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を8,000円、同年5月から同年7月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月3日から同年10月1日まで  
② 昭和29年4月1日から同年8月5日まで

申立期間①について、A社C工場で勤務し、給与は月末に現金で同工場より受け取った。

申立期間②について、同社の労働組合本部の執行委員として勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の持ち株会社であるD社から提出された従業員名簿により、申立人がA社の労働組合本部で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する労働組合本部の同僚及び申立人の前任者は、「申立人は、昭和29年4月1日から労働組合本部で勤務していた。給与は労働組合から支払われていたが、社会保険に関してはA社B工場で手続をしていた。」と供述している上、当該同僚、申立人の前任者及び同後任者が労働組合本部で勤務している期間は、同社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年4月は8,000円、同年5月から同年7月は、同年5月1日の法改正から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、D社から提出された従業員名簿、申立人から提出された退職金支給明細書及び申立人の雇用保険の加入記録より、申立人がA社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同時期にA社E工場から同社C工場に異動したとする同僚4人についても、申立人と同様に、昭和26年9月3日に同社E工場で資格喪失した後、同年10月1日に同社C工場で資格取得していることが確認できる上、同僚の一人から提出された申立期間に係る給与明細の記録メモには、同年10月の給与から同年9月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できるほか、当該同僚は、「私も申立人と同じC工場勤務したが、1か月分の厚生年金保険料が控除されていない。」と供述している。

また、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 23 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及び市から提出された給与支払報告書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（55万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額（55万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年4月1日まで

昭和49年4月にA社に入社し、50年3月に同社B支店に転勤したが、現在まで同社に継続して勤務している。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出された申立人の社会保険被保険者台帳及び当該事業所への照会結果、申立人の雇用保険の加入記録並びにD国民健康保険組合への照会結果から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和50年4月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から62年3月まで  
申立期間当時、私は学生であり国民年金には任意加入であったが、20歳になった時に母親が加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は、申立人が20歳に到達した際に、A市において加入手続を行い、同市内の金融機関で保険料を納付していたと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間についてB町に住民登録を有していることから、A市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできず、申立人の母親の供述に不合理な点がみられる上、A市に確認しても、申立人が申立期間に国民年金に加入していた形跡は無いほか、申立人の母親は、申立期間における国民年金手帳の受取りについての記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であるとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成15年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から43年3月まで

申立期間当時は厚生年金保険に加入できない自営業をしていたので、国民年金に加入した。国民年金保険料は町内の集金係の人が自宅まで集金に来たので、末妹が両親の分と一緒に納めていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親は他界しているため、加入手続の状況が不明である上、保険料を納付していたとする申立人の末妹に聴取しても、申立期間に係る保険料額について記憶しておらず、申立期間当時、誰の分の保険料を納付していたのかは明確でないと供述するなど、保険料納付についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に申立人の次妹と連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いほか、申立人の次妹についても、遡及して国民年金被保険者資格を取得した同年3月以前の国民年金加入期間については未納となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 6 日から 37 年 3 月 5 日まで  
③ 昭和 37 年 4 月 30 日から 40 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 40 年 3 月 16 日から 42 年 12 月まで  
⑤ 昭和 44 年 2 月 3 日から同年 7 月 4 日まで

申立期間①及び②については、中学を卒業した昭和 34 年 4 月に A 社に入社し 3 年間は勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、34 年 9 月 1 日から 36 年 11 月 6 日までの期間となっている。また、申立期間③の B 社及び申立期間④の C 社は共に 2、3 年は勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、それぞれ 1 月となっている。さらに、申立期間⑤の D 社についても運転手として勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所において申立人と同日（昭和 34 年 9 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が 19 人確認できるところ、同僚のうち二人から、「34 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の資格取得は 9 月となっている。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、申立期間②について、上記の複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、申立期間②中の昭和36年12月7日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

その上、A社は平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した当時の役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間③について、B社における同僚二人の供述により、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚を含む、申立期間③に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人の記憶していた同僚を含む。）に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用等についての供述は得られなかった。

また、B社は昭和42年6月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した同社の元役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人の記憶していた同僚含む。）に照会したものの、当時の記憶は不明であり、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用等についての供述は得られなかった。

また、C社は平成8年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社における申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には「同月喪失」の記載が確認できる。

申立期間⑤について、D社から提出された失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の離職日は昭和44年2月2日となっている上、同社から提出された従業員名簿においても、申立人の退職日は同年2月7日となっていることが確認できる。

また、D社の事務担当者及び申立期間⑤当時の同僚一人から、「申立人は

同僚の一人を誘って当該事業所を辞め、その後、二人は別の事業所で一緒に勤務していたと思う。」との供述があった上、オンライン記録によると、同時期に同社を退職したとされる同僚の厚生年金保険の資格喪失日は昭和44年2月21日となっていることが確認できる。

さらに、D社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤中の昭和44年3月15日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

加えて、申立人のD社における雇用保険の加入記録によると、昭和43年6月18日資格取得、44年2月2日離職となっており、申立期間⑤に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 20 日から 42 年 4 月 28 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金の手続に行った際、申立期間に係る脱退手当金は支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受け取った覚えが無く、当時の同僚も申立てをしているようなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 6 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 49 年 9 月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 16 日から同年 10 月 16 日まで  
私は昭和 31 年 8 月 16 日から A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された従業員台帳、B 社健康保険組合への照会結果及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A 社で臨時社員として勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社から提出された厚生年金適用記録によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 31 年 10 月 16 日となっていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社において申立人と同日（昭和 31 年 10 月 16 日）に厚生年金保険の資格を取得している同僚 18 人のうち、B 社への照会結果により、入社日が確認できた 9 人については、全員が同年 8 月 16 日に A 社で臨時社員として入社していることが確認できる上、そのうち 2 人から「同年 8 月 16 日に入社したが、試用期間があり、試用期間は厚生年金には加入していなかった。」との供述があったことから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

私は昭和 44 年 3 月に大学を卒業し、父親が経営している A 社に入社した。経理をしていた母親から給与をもらっていたが給与明細書はもらったことは無い。母親から厚生年金保険に加入していたと聞いているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所とされていたところ、申立人は「申立期間当時、当該事業所の従業員は、事業主である父、母、同僚一人と私の 4 人しかいなかった。」と供述していることから、この要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、A 社は平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の社会保険事務担当者（事業主の妻）に照会したが、当時の記憶が曖昧であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に A 社に在籍していた同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用等についての供述は得られなかった。

その上、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、A 社の事業主及びその妻は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付してい

ることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。